6　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　（略）	（略）	（略）
二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５ｔ以下のもの（次号、第６号及び第８号に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　（略） 二　協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	（略）	（略）
三～八　（略）	（略）	（略）

（座席ベルト等）

第30条　保安基準第22条の３第１項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一　協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二　（略）

2　座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）の強度、取付位置等に関し保安基準第22条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）に定める基準とする。

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第７改訂版補足第８改訂版5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「54」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第８改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。以下この条及び第108条において同じ。）に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）　協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第８改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準

二　（略）

6　衝突等による衝撃を受けた場合における乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能に関し保安基準第22条第３項及び第４項の告示で定める基準は、次の表の左欄に掲げる自動車ごとに、当該自動車に備えられた同表の中欄に掲げる座席の種類に応じ、同表の右欄に掲げる基準とする。

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
一　（略）	（略）	（略）
二　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量５ｔ以下のもの（次号、第６号及び第８号に掲げるものを除く。）	（略）	（略）
	前向き座席（運転者席を除く。）	次のいずれかに掲げる基準 一　（略） 二　協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準
	（略）	（略）
三～八　（略）	（略）	（略）

（座席ベルト等）

第30条　保安基準第22条の３第１項の表中の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。

一　協定規則第16号の技術的な要件（同規則第７改訂版の規則8.1.2.1.、8.1.6.又は8.1.7.に限る。）に定める基準のいずれかに適合するものであること。

二　（略）

2　座席ベルトの取付装置（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。）の強度、取付位置等に関し保安基準第22条の３第２項の告示で定める基準は、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。以下同じ。）に定める基準とする。

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げる座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ次の各号に定める基準に適合すればよい。この場合において、協定規則第14号第７改訂版補足第７改訂版5.4.2.4.の規定にあっては、同規定中「54」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則6.4.3.に限る。）に定める基準にあっては、試験重量を乗車定員１名分の座席重量に735Ｎを加えた重量に４を乗じた重量とすることができる。

一　専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。以下この条及び第108条において同じ。）に備える座席ベルトの取付装置（次号に掲げるものを除く。）　協定規則第14号の技術的な要件（同規則第７改訂版補足第７改訂版の規則5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に限る。）に定める基準

二　（略）